

水都大阪「水と光のシンボル空間」創出事業業務委託 仕様書

I 業務の概要

(1) 業務名

水都大阪「水と光のシンボル空間」創出事業業務委託

(2) 業務の趣旨・目的

水都大阪コンソーシアム(以下「SOC」という。)では、「世界に類をみない第一級の水都の創造とともに、住まう人・携わる人・訪れる人を笑顔に」を掲げ、水辺魅力の創出や舟運活性化に資する空間・環境整備など水の回廊のさらなる活性化等の取組みを進めています。

2025 年大阪・関西万博の開催により、大阪府民はもとより国内外から多くの観光客が大阪を訪れることが予想されます。今回の万博開催を好機と捉えて、水辺の賑わい創出と冬の閑散期における舟運活性化を目的に、東西軸を含む水の回廊を中心とした「水と光のシンボル空間」を創出するため、水辺のライトアップを行います。

また、これらの水辺のライトアップの演出は、河川から見て楽しむことはもちろんのこと、乗船機会の増加につなげるための工夫を施すなど、万博開催や大阪府市事業を盛り上げるとともに、さらなる水都大阪の魅力創出に向けた事業を実施します。

【参考】

・SOC ホームページ

<https://www.suito-osaka.jp/>

・水都大阪ビジョン(2020年11月)

https://www.suito-osaka.jp/wp-content/themes/swell_child/data/business/vision_20201127.pdf

・SOC:「水と光の首都大阪」の実現のため、平成 29 年に大阪商工会議所、公益社団法人関西経済連合会、一般社団法人関西経済同友会、大阪府、大阪市、公益財団法人大阪観光局、大阪シティクルーズ推進協議会で構成する公民共通のプラットフォームとして設立した組織

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年2月27日(金曜日)まで

(4) 委託上限金額

8,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

(5) 委託業務概要

- ①ライトアップに係る企画立案業務
- ②ライトアップ機器等の設置・撤去等運営業務
- ③効果的な広報業務
- ④運営体制・全体スケジュール等作成業務

(6) 履行場所

【水辺のライトアップ】

- ①中之島公園 土佐堀川沿い(阪神高速道路下から天神橋まで)
- ②中之島公園 剣先噴水周辺(天神橋より上流部分)
- ③八軒家浜 遊歩道(天満橋から天神橋まで)



2 委託業務内容及び提案を求める事項

「水都大阪「水と光のシンボル空間」創出事業」について、SOC と協議・調整を行いながら、以下(1)～(4)の業務を行う。各業務の具体的な内容や仕様書に定めのない事項については、SOC と協議の上、決定すること。

(1) ライトアップに係る企画立案業務

中之島エリアにおける夜間景観のさらなる充実に向け、水辺のライトアップに関する全体コンセプトを検討し、それを実現できる演出内容の企画を提案すること。なお、演出内容等の企画立案にあたっては、以下の項目を踏まえること。

- ・本業務に関する全体コンセプトのもと、周辺施設等の既存のライトアップの現状や課題等を踏まえた上で、それを実現できる演出内容を提案すること。
- ・検討に際しては、イメージ図と演出等の考え方を提案すること。

【留意点】

- ・業務の趣旨・目的を正しく理解し、水都大阪の魅力創出につながるよう、「OSAKA リバーファンタジー」等の大阪府市事業と相乗効果を生む企画を立案し提案すること。
- ・実施する内容等は、提案内容をもとに、SOC と協議・調整の上、決定すること。その際、内容の変更や追加等を求めることがある。
- ・必要に応じて各種許認可申請、届出に係る業務を実施すること。また、会場の使用に係る手続き及び清算を実施すること。

【提案を求める事項】

- ・本業務に関する全体のコンセプトと、それを実現できるイベントプランについて、過去の実績やノウハウ、独自の知見を活かして、具体的な内容を提案してください。なお、提案にあたっては、効果的かつ実現可能であるエビデンスを提示してください。
- ・演出内容等の提案に際しては、イメージ図やラフ案及び演出等の考え方を提案してください。

(2) ライトアップ機器等の設置・撤去等運営業務

(1)の結果を踏まえて、本業務を効果的かつ効率的に実施するためのライトアップの設置・撤去等の手法や運営方法を提案すること。

【留意点】

- ・業務の趣旨・目的を正しく理解し、照明機器等の設置場所、設置期間、設置数、設置間隔、配線経路など、具体的に記載した実施計画書を作成すること。
- ・ライトアップの実施期間中、機器等のメンテナンスを SOC と協議の上、定期的に行い、本業務が滞りなく実施されるよう対応すること。なお、メンテナンス頻度が増える場合は、予備機等と交換する等、適宜メンテナンスに対応すること。さらに、機器の故障等の緊急時対応についても、SOC と協議の上、迅速に対応すること。
- ・ライトアップ機器の設置に際しては、歩行者や見物人への安全性を確保すること。
- ・受注者は、機器等の設置場所、既設構造物を汚染し、又は、これらに損傷を与えた場合は、受注者の責任で復旧すること。
- ・設置するライトアップ機器等は、提案内容をもとに、最終的に SOC と協議・調整の上、決定すること。その際、内容の変更や追加等を求めることがある。

【提案を求める事項】

- ・本業務を効果的かつ効率的に実施する手法等について、どのような考え方や手法で実施するのか、ノウハウや独自の知見を活かして、具体的な内容を提案してください。
- ・設置した機器等の運営について、どのような考え方や手法で運営するのか、また見物人等に対する安全性の確保についての考え方や手法について、具体的な内容を提案してください。

(3) 効果的な広報業務

本業務を効果的かつ効率的に実施するための広報業務の手法等を提案すること。なお、提案にあたっては、以下の項目を踏まえること。

- ・メディアや SNS 等を効果的に活用し、水都大阪に関心の低い層も含め、国内外問わず、幅広い世代の多くの方の興味を惹くインパクトのある広報手法について提案すること。
- ・水都大阪と「OSAKA リバーファンタジー」等の大阪府市事業との相乗効果を生む広報を提案すること。また、水都大阪や SOC のブランディングにつながる効果的・効率的なプロモーションも併せて提案すること。
- ・ライトアップにおける告知のための広報物として、チラシ・ポスターを最低、各1種類を作成すること。
- ・本イベントについて、Instagram、X 等の SNS で広報できるよう、本事業専用の SNS を開設し運用すること。また、作成した写真等の掲載コンテンツは SOC に提供すること。

【留意点】

- ・業務の趣旨・目的を正しく理解し、「OSAKA リバーファンタジー」等の大阪府市事業の盛り上げにつながるよう連携し、相乗効果を生むイベント企画の提案をすること。
- ・「水都大阪イベント」と連携した効果的な広報業務の手法等を提案すること。
- ・実施する広報等は、提案内容をもとに、SOC と協議・調整の上、決定すること。その際、内容の変更

や追加等を求めることがある。

【提案を求める事項】

- ・効果的な広報業務の手法等について、どのような考え方や手法で実施するのか、ノウハウや独自の知見を活かして、具体的な内容を提案してください。
- ・国内外問わず、幅広い世代の多くの方の興味を惹くインパクトのある広報手法について、どのような考え方や手法で実施するのか、具体的な内容を提案してください。

(4) 運営体制・全体スケジュール等作成業務

上記(1)～(3)の業務内容について、事業委託期間内に計画的かつ効率的に進行できるよう計画を立てて進行管理を行うこと。詳細については、着手前に SOC と協議すること。また、機器等のメンテナンスや緊急時対応等についても迅速に対応できる体制を確保すること。

【留意点】

- ・業務実施スケジュールは、実現可能なものを提案すること。
- ・本業務を円滑かつ適切に実施するために必要なスキルと経験を有する人員を配置すること。

【提案を求める事項】

- ・本業務を円滑に遂行できる全体スケジュールを提案してください。
- ・計画的かつ効率的に遂行できる体制について提案してください。なお、本業務全体を統括する責任者について、既に決定している場合は明記(所属、役職、業務実績等)すること。未定の場合についても、想定している人材の専門分野等に関して提案すること。
- ・機器等のメンテナンスや故障等による緊急時対応について、迅速に対応できる体制を提案してください。
- ・提案事業者の強み(類似の運営実績、企業ネットワーク、専門性、独自性など)があれば記載すること。

3 委託業務実施上の留意点

- ・受託者は、契約締結後、事業の実施及び業務の具体的な内容について、SOC と協議の上で決定すること。
- ・受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、SOC へ報告すること。
- ・受託者は、事業開始時までには業務実施計画書を SOC に提出すること。
- ・事業実施状況については、SOC に随時報告すること。

4 成果物の提出

受託者は、事業終了後、事業完了報告書及び成果物を提出するとともに、本事業で実施した調査・分析等(印刷物・データ等)一式を、契約期間内までに SOC に提出すること。(詳細は、別途受託者に指示する。)なお、成果物は、印刷物の外、PDF ファイル形式の電子データでも提出すること。なお、当該電子データは、今後 SOC において、ホームページ等で自由に利用することができるものとする。

5 著作権等の取り扱い

- ・成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は SOC が保有する。
- ・成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。
- ・納入される成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

6 再委託について

採択された委託事業の一部（調査等）について再委託を行う場合には、あらかじめ再委託先、業務範囲、必要性、金額、履行体制に関する事項を記載した計画書を提出し、SOC の承認を得ること。ただし、次に該当する場合は、再委託を承認しない。

- ア 業務の主要な部分を再委託すること。
- イ 契約金額の相当部分を再委託すること。
- ウ 公募型プロポーザルにおける他の入札参加者に再委託すること。
- エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

7 その他

委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、SOCと受託者で協議の上、業務を遂行すること。